

平成28年度

「いじめ」防止リーフレット

『いじめ防止・早期発見・早期解決・再発防止のために』



保護者・地域の皆様へ

子どもたちのよりよい人間関係を築いていくためには、教職員と保護者の皆様が連携することが何より大切です。連携をしていく第一歩として、学校と保護者の皆様との共通理解を図っていくことが必要だと考えています。

この『「いじめ」防止リーフレット』は、開南小学校の「いじめ防止・解決・再発防止」に向けた手だてを保護者・地域の皆様に少しでもわかりやすくお伝えしようと作成しました。

子どもたち一人一人が安心して学校生活を送れるようにしていくことは、学校と保護者・地域の皆様の共通の願いです。そのためには、学校はもとより、保護者・地域の皆様のご理解とご支援が大きな力になります。

このリーフレットが学校と保護者との共通理解を深め、手を取り合って子どもたちの健全育成を図っていく「礎」になればと願っています。学校・保護者・地域が手を取り合って「いじめのない開南小学校」を共につくっていきましょう。

平成28年4月

那覇市立開南小学校

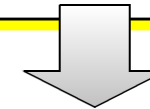
1 「いじめ」についての定義（H25施行「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛をかかっているものをいう。

2 「いじめ」の発生を未然に防ぐために・・・学校の取組の基本

- (1) 一人一人に応じた「わかる授業」づくりを行います。
- (2) 児童をよく理解することに努め、学級経営や教育相談支援、道徳教育、人権教育の充実を図ります。
- (3) 児童が楽しく学ぶことをとおして、生き生きとした学校生活を送れるようにしていきます。

具体的には・・・



【学習指導】

確かな学力を向上させ、達成感、充実感をもたせるよう努めます。

【支持的風土のある学級経営】

児童相互・教師と児童の信頼関係を築き、どの子も認められ居場所のある学級づくりをめざします。

【教育相談支援・道徳教育・人権教育充実】

「思いやりの心」をはぐくむ取組を工夫します。

（心に響く道徳の授業、きまりを守る意識の育成、体験活動の充実、毎月第1月曜日「人権の日」の設定、「いじめ追放集会」など。）

【校内いじめ防止対策委員会の設置と開催】

いじめ防止・早期発見・早期対応・再発防止のため、校内職員・関係機関による委員会を設置し、組織的に対応します。

【校内研修の充実】

教職員全員が「いじめをしない、させない、見逃さない」という共通理解の下で児童の理解と支援にあたるよう研修を行います。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応のための手だて

学校では・・・

【児童理解、実態把握の工夫】

- 児童の行動、様子の観察
(朝教室や校門での挨拶、健康観察、休み時間、給食、清掃、掃除など)
児童の精神的な変化を日々把握
- 児童アンケート実施(毎月1回)
- 教育相談の実施
(日々の相談、旬間設定)
- 教育相談支援員スクーラーカウンセラー活用
- 家庭との連携
(連絡ノート、電話、個人面談、学級保護者会など)
- 職員同士の情報共有と意見交換
(いじめ防止対策委員会・生徒指導部会、学年会、ケース支援会議、職員会議など)

ご家庭でも・・・

【お子さんの様子への気づき】

- 頭痛や腹痛などを訴え、学校に行きたがらない。
- 元気がなかったり、いらいらすることが多く、投げやりな様子がある。
- 何かに悩んで困っている様子なのに、聞いても理由を言わない。(ふさぎ込む)
- よく寝付けない、チック症状などが急にできた。
- 原因のわからない傷や打撲の跡がある。
- 小さい子どもや小動物等に対し、攻撃的、暴力的な行動をとる。
- お金の使い方が気になるなど。

連絡・相談

連携

気になる様子があれば、学校と家庭で連携を取り合います。

【学校としての取組】

- (1)いじめが発生したら学校の教職員・関係機関でチームを組んで対応します。
- (2)聞き取りや行動観察を行います。すぐにはっきりしない場合は、一週間ほど継続観察します。→周りの児童からの情報や、気になる点などを把握します。
- (3)いじめられた児童やいじめた児童、並びに保護者に事実経過、学校の今後の取組などを説明し共に解決策を探ります。
- (4)いじめられた児童のケアやいじめた児童の支援・指導、再発防止の取組を行います。

4 「いじめ」に対する基本的な対応

- (1)「人をいじめることは人間として絶対に許されない」という毅然とした態度で指導に当たります。
- (2)いじめられた児童には「私一人ではない、先生や友達が守ってくれる」という安心感をもたせることを第一とし、苦しかった気持ちを共感的に受け止めながら丁寧に事実関係を聞き取ります。
- (3)いじめた児童には本人の人格を否定しないよう配慮しつつ言い分を十分に聞いた上で、自ら行ったいじめ行為について向き合わせるようにし、いじめられた児童の辛く苦しい気持ちに気づかせる指導を行います。
- (4)間接的にいじめに加わった児童には、傍観やはやし立てる行為はいじめられた児童にとっていじめた行為と同じか、場合によってはそれ以上に辛く悲しい思いをさせることについて理解できるように指導します。
- (5)いじめの事実関係についていじめられた児童・いじめた児童双方の言い分に違いがあれば、再度十分な聞き取りを行います
- (6)事実関係が整理できたら、いじめられた児童の保護者といじめた児童の保護者に説明します。
- (7)いじめられた児童・保護者に対しては、事実経過を説明すると共に、学校として今後の解決に向けた取組の具体策を伝えます。
- (8)いじめた児童には、きちんといじめ行為を振り返らせた上で、「なにがいけなかったのか」「今後どのように改善していくのか」をいじめられた児童に伝える場をもちます。
- (9)いじめられた児童が安心して学校生活を送れているか定期的に聞く場をもち、見守り支援を続けます。
- (10)いじめた児童に対しては、「思いやりの心」がよい人間関係づくりをはぐくむこと理解させるように努め、目標をもって充実した学校生活が送れるように保護者と連携した支援を行っていきます。



5 おわりに

子どもたちのよりよい人間関係を保護者・地域の皆様と築いていくことができるように、この「いじめ防止リーフレット」は今後とも見直しを行い、いじめのない、安心して安全な学校づくりに努めていきたいと考えています。保護者・地域の皆様のご理解とご支援をよろしくお願いいたします。